

六ヶ所村農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 青森県六ヶ所村

事 業 名 : 農業集落排水

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成6年度 (27年目)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	全部適用
処理区域内人口密度	8.3人/ha (令和元年度)	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	5地区(新城平、二又、出戸、千樽、戸鎖)		
処 理 場 数	5処理場(新城平、二又、出戸、千樽、戸鎖)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成14年度より公共下水道と農業集落排水との共同管理(MICS事業)を実施している。 また、平成27年度に六ヶ所村汚水処理基本構想を策定しており、令和4年度に公共下水道の南部処理区へ 新城平地区を、令和7年度に公共下水道の中部処理区へ出戸地区を統合する計画である。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> 一般家庭用には一般汚水として下水道使用料体系を採用している。 基本料金:550円/月(8立方メートルまで) 超過使用料:60円/月(排水量1立方メートルあたり) 				
業務用使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> 団体及び業務用汚水並びに公衆浴場汚水に区分しての使用料を設定している。 基本料金と超過使用料の単価を設定している(従量制)。 				
その他の使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> 水道水以外の水を使用した場合は、50円/月(排水量1立方メートルあたり)としている。 				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	1,270 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	1,432 円
	平成30年度	1,270 円		平成30年度	1,430 円
	令和元年度	1,270 円		令和元年度	1,411 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名(損益勘定職員1名、資本勘定職員0名)
事業運営組織	六ヶ所村における農業集落排水事業は、六ヶ所村上下水道課にて運営している。 平成15年度に水道部局と統合し上下水道課となった。 平成21年度に公共下水道事業と合わせて農業集落排水事業も地方公営企業法の法適化(全部適用)をし、上下水道一体となり運営している。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・管渠施設 調査・修繕・清掃業務を仕様発注により業務委託している。 ・処理場 運転管理業務等を仕様発注により業務委託している。
	イ 指定管理者制度	・未採用
	ウ PPP・PFI	・未採用
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	・未利用
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	・未利用

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>経費の回収は使用料収入で賄うことができず、一般会計からの繰入金に頼っている状況である。使用料単価の改定や管理の効率化など、経営基盤の強化を図る必要がある。公共下水道を含めた広域化・統廃合を推進し、更なる効率化を図る。 令和元年度決算に基づく経営比較分析表を添付している。</p>
--

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

<p>本村の人口は、平成12年の11,849人をピークに、その後緩やかに減少している。第4次六ヶ所村総合振興計画の目標年次である令和7年には10,478人まで減少する見込みであることから、処理区域内人口も同様に減少が予測される。</p>
--

(2) 有収水量の予測

<p>処理区域内人口の減少により、有収水量も減少する見込みである。</p>

(3) 使用料収入の見通し

有収水量の減少に伴い、使用料収入も減少する見込みである。

(4) 施設の見通し

農業集落排水施設は概成している。今後、設備の老朽化が進んでくるため、更新にあわせ省エネ設備の導入などを検討していく。

(5) 組織の見通し

現状の体制を維持する予定である。

3. 経営の基本方針

第4次六ヶ所村総合振興計画(2016→2025)の基本理念に基づいて、農業集落排水事業の推進を図っていく。

①汚水処理人口普及率

下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽による個別処理を進めてきた結果、汚水処理人口普及率はほぼ全国平均並みの水準にある。しかし、今後、下水道事業等での対応が困難な地区や不経済となる地区の汚水処理の普及が必要であり、水需要の動向を注視し、計画汚水量の基準となる給水量の見直しが求められている。

②下水道施設

下水道施設及び農業集落排水施設は今後、経年劣化による機能低下が懸念されている。これと合わせ、近年の施設拡充による維持管理費も増加傾向にある。これらのことから、施設の統廃合や包括的民間委託制度の導入などを検討する必要がある。

③危機管理体制

東日本大震災を踏まえ、さらなる防災対策の強化を図るため、施設の耐震対策、地震対策や行動計画(BCP計画)などの作成が急務となっており、地震時における処理機能の確保や非常用電源の確保などの対策が課題となっている。

④事業経営

農業集落排水事業も独立採算制を原則としているため、施設の拡充による維持費増加に対し、中・長期的な経営計画の策定による建設投資の効率化やコストの縮減、維持管理費の縮減が求められている。また、本村の水洗化率は高い水準にあり、今後も助成制度等を継続し水洗化率の向上を図っていく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設の計画的な改築更新
-----	-------------

・処理場の機器の改築・更新に係る費用を計上している。(二又、千樽、戸鎖地区において令和7年度から9年度に48,100千円の費用を計上している。)

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	一般会計繰入金の抑制
-----	------------

・本経営戦略における下水道使用料体系は、現行の料金制度を継続するものである。
・一般会計繰入金は、使用料で賄えない維持管理費や地方債元利償還費の財源不足分として繰り入れている。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・投資以外の経費として、処理場の維持管理費(動力費、修繕費、薬品費、委託費等)を計上している。
・令和4年度に新城平地区を公共下水道へ統合することとし、令和3年度まで費用を計上している。
・令和7年度に出戸地区を公共下水道へ統合することとし、令和6年度まで費用を計上している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道、農業集落排水事業、浄化槽設置事業の事務の委託・代替執行等による事務の効率化。 ・農業集落排水区域の下水道区域への統合を行う。
投資の平準化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設最適整備構想による計画的な維持管理と効率的な改築の推進。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場の維持管理の軽減のため、効率的な維持管理体制の構築を検討。
その他の取組	上記以外の今後の投資に関する取組について、今のところ予定はないが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進める。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	行政人口が将来にわたり減少するため、必要に応じて料金の見直しを慎重に検討し、一般会計繰入金金の抑制を図る。
資産活用による収入増加の取組について	資産活用による収入増加の取組について、活用可能な資産がないため、現時点では予定していない。
その他の取組	上記以外の今後の財源確保に関する取組について、今のところ予定はないが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていく。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	管渠施設の計画的な調査維持管理により、費用を抑制する。
職員給与費に関する事項	各種業務に対し適正化を図り、職員給与費の増加を抑制する。
動力費に関する事項	施設更新時に省電力設備の導入の検討や運転操作方法の調整により、動力費の軽減を図る。
薬品費に関する事項	効率的な維持管理により、薬品費の軽減を図る。
修繕費に関する事項	効率的な維持管理により、修繕費の適正化を図る。
委託費に関する事項	管渠の計画的な調査・点検、施設の最適な維持管理により、負担金を抑制する。
その他の取組	上記以外の今後の経費削減等に関する取組について、今のところ予定していないが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていく。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、決算確定後に投資・財政計画と実績の比較を行い、計画と乖離がないか検証を行う。 ・計画と大きな乖離が生じる場合は、その原因を分析し、経営戦略の見直しに反映させる。 ・経営戦略の見直し(ローリング)は5年を目処に実施するものとする。
---------------------	--